第三項　銀行又は拠出国委員会による終了

この協定は、銀行が憲章第十条の規定に基づき自己の業務を停止し、又は終了する場合には、終了する。この協定は、銀行が第二次ＭＩＦ管理協定第六条第三項の規定に基づき同協定を終了する場合にも、終了する。拠出国委員会は、拠出国の少なくとも三分の二の多数であって総投票権数の四分の三以上を代表するものによる議決により、いつでもこの協定の終了につき決定することができる。

第四項　第二次ＭＩＦの資産の分配

拠出国委員会は、この協定の終了に当たり、銀行に対し、第二次ＭＩＦのすべての債務を履行し、又は履行する用意を行った後資産を拠出国に分配するよう指示する。残余の資産の分配は、第四条第四項に規定する比例票数に比例して行われる。約束手形又は類似の証券の未償還残高は、第二次ＭＩＦの債務を履行するために必要とされない範囲で、取り消される。

第六条　一般規定

第一項　協定への参加

付表Ａに掲げられていないいずれの銀行の加盟国は、この協定に署名することができる。署名国は、受諾書並びに拠出国委員会によって承認された額、期日及び条件に従って払込みを行うことに同意する旨の拠出証書を寄託することにより、この協定に参加し、拠出国となることができる。拠出国委員会の決定は、拠出国の少なくとも三分の二の多数であって総投票権数の四分の三以上を代表するものによる議決で行う。

第二項　改正

(a)　この協定は、拠出国委員会によって改正することができる。拠出国委員会の決定は、拠出国の少なくとも三分の二の多数であって総投票権数の四分の三以上を代表するものによる議決で行う。この項の改正、拠出国の責任を制限している次項の改正、拠出国の財政上の義務その他の義務を増大する改正及び前条第三項の改正には、すべての拠出国の承認を必要とする。

(b)　(a)の規定にかかわらず、この協定に基づく拠出国の既存の義務を増大し、又は拠出国の新たな義務を伴う改正は、銀行に対し書面により受諾を通告した拠出国について効力を生ずる。

第三項　責任の限度

第二次ＭＩＦの業務において、銀行の支払責任は、第二次ＭＩＦの財源の額（ただし、準備金がある場合には、第二次ＭＩＦの財源の額にその準備金の額を加えた額）を限度とし、拠出国としての拠出責任は、払込義務が生じている自国の拠出額の未払込部分を限度とする。

第四項　脱退

(a)　条件付拠出又は無条件拠出に基づくすべての支払を終了した後、拠出国は、自国の脱退の意思の書面による銀行に対する通告を銀行の主たる事務所に送付することにより、この協定から脱退することができる。脱退は、通告に明記する日に最終的に効力を生ずるものとするが、この日は、いかなる場合にも、当該通告が銀行に送付されてから少なくとも六箇月後の日でなければならない。もっとも、拠出国は、脱退が最終的に効力を生ずる前は、いつでも、脱退の意思の通告を取り消すことを書面により銀行に通告することができる。

(b)　拠出国は、この協定から脱退した場合においても、脱退の通告が効力を生ずる日前に効力を有していたこの協定に基づく当該拠出国のすべての義務について引き続き責任を負う。

(c)　第二次ＭＩＦ管理協定第七条第七項の規定に基づき債権及び債務を決済するため銀行と拠出国との間で締結した取極は、拠出国委員会の承認を条件とする。

第五項　第一次ＭＩＦ拠出国

この協定の他の規定にかかわらず、付表Ａに掲げる国のうち、第一次ＭＩＦ設定協定に参加していたすべてのものは、この協定が効力を生ずる日に直ちにこの協定における拠出国に与えられるすべての権利を有する。

以上の証拠として、拠出予定国は、正当に委任を受けた代表者によりこの協定に署名した。

二千五年四月九日に日本国沖縄で、ひとしく正文である英語、フランス語、ポルトガル語及びスペイン語により原本一通を作成した。この原本は、銀行に寄託する。銀行は、その認証謄本をこの協定の付表Ａに掲げる拠出予定国に送付する。

付表Ａ　第二次多数国間投資基金への拠出予定国の拠出割当額

国名	拠出額の合衆国ドル相当額（注）
アルゼンチン	八、三三一、〇〇〇
バハマ	五〇〇、〇〇〇
バルバドス	四〇〇、〇〇〇
ベリーズ	三六二、〇〇〇
ボリビア	三六二、〇〇〇
ブラジル	八、三三一、〇〇〇
カナダ	三〇、〇〇〇、〇〇〇
チリ	三、〇〇〇、〇〇〇
コロンビア	三、〇〇〇、〇〇〇
コスタリカ	三六二、〇〇〇
ドミニカ共和国	三六二、〇〇〇
エクアドル	三六二、〇〇〇
エルサルバドル	三六二、〇〇〇
フランス	一五、〇〇〇、〇〇〇
グアテマラ	三六二、〇〇〇
ガイアナ	三五〇、〇〇〇
ハイチ	三〇〇、〇〇〇
ホンジュラス	三六二、〇〇〇
イタリア	一〇、〇〇〇、〇〇〇
ジャマイカ	四〇〇、〇〇〇
日本国	七〇、〇〇〇、〇〇〇
大韓民国	五〇、〇〇〇、〇〇〇
メキシコ	八、三三一、〇〇〇
オランダ	一八、八八二、一七五
ニカラグア	三六二、〇〇〇
パナマ	三六二、〇〇〇
パラグアイ	四五〇、〇〇〇
ペルー	三、三〇〇、〇〇〇
ポルトガル	三、〇〇〇、〇〇〇
スペイン	七〇、〇〇〇、〇〇〇
スリナム	一〇〇、〇〇〇
スウェーデン	五、〇〇〇、〇〇〇
スイス	七、五〇〇、〇〇〇
トリニダード・トバゴ	六〇〇、〇〇〇
英国	二二、〇九五、三七八
アメリカ合衆国	一五〇、〇〇〇、〇〇〇
ウルグアイ	一、〇〇〇、〇〇〇
ベネズエラ	八、三三一、〇〇〇
合計	五〇一、八二一、五五三

注　合衆国ドル以外の通貨で行われる拠出誓約の場合には、二千四年十二月三十一日に終了した六箇月の間の毎日の国際通貨基金代表為替相場の平均値によって計算する。

（署名欄は省略）